

市営住宅だより

2008年夏号(2008年8月19日発行) 新潟市住環境政策課

公共住宅管理係より お問い合わせ025-226-2817

ご意見・ご感想お待ちしております。

管理人さんの仕事について
市営住宅には管理人さんがいますが、民間賃貸住宅の管理人さんとは役割が異なります。管理人さんの仕事は下記の通りとなっています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

入居者から市への各種申請、届出の取り次ぎ
付帯施設(給水ポンプ・エレベーター等)の故障や緊急事故の報告
住宅共用部の点検・報告
ただし、共用部の電灯につきましては、管理人さんではなく、自治会で管理している所が多いようです。
市からの連絡文書や家賃の納付書の配布

収入申告書の提出はお済みですか？

平成21年4月からの家賃は、申告書に基づいて計算します。申告書及び添付書類を提出しないと、その住宅の最高家賃となりますので、必ずご提出ください。

共益費を納めましょう

共益費は市営住宅の共用部の公共料金や維持管理に要する費用です。

共益費を納めないと、他の皆さんへの迷惑になります。必ず納めるようにしましょう。

市営住宅サービスセンターの連絡先について
市営住宅サービスセンターは、時間帯によって電話番号と受け答え方が異なります。時間帯ごとの電話番号と受け答え方は下記のとおりです。

	万代サービスセンター	白山サービスセンター
平日 8:30~17:30	025-374-5410  万代サービスセンターです。	025-234-5252  白山サービスセンターです。
土曜 8:30~12:00	025-374-5410  ビルネックス24です。	025-228-3477  新潟ビルサービスです。
上記以外の時間		

収入超過の方へ
市営住宅は、住宅に困っている低所得の方に安い家賃で住宅を提供することを目的としています。収入超過の方は市営住宅からの転居をお願いします。

9~10月には収入超過の方を対象とした転居説明会を予定しておりますので、案内状の届いた方は出席をお願いします。

また、転居先として
特定優良賃貸住宅もありますのでご検討ください。

特優賃については総務係へ
お問い合わせ025-226-2809

住環境整備係より

お問い合わせ025-226-2813

『すまいづくり教室』参加者募集
住宅の新築など、すまいづくりに関心のある市民の皆さんを対象に、『すまいづくり教室』を開催します。すまいづくりの基礎知識のほか、プランニング、地震に強い家造りなど、すまいづくりに関する様々な情報を提供します。

参加費は無料です。会場・開催日時などについては、市報にいがた8月24日号をご覧ください。また、教室の概要については、市ホームページや各区役所等に設置予定のチラシをご覧ください。

公共住宅計画・維持係より お問い合わせ025-226-2821

その1 通路に私物を置かないで!

- 通路に物を置くと...
- ・狭くて通りにくい!
 - ・特に災害などの緊急時に危険! 避難がしにくくなる!
 - ・放火の原因になる!

こんなことになっていませんか?



市営住宅の廊下・階段などの通路は、皆さんで使うための共用の施設です。また、火災や地震などの緊急時の避難通路でもあります。安全で安心して生活するために、通路に私物を置くのはやめましょう。

その2 火災警報器の設置について

火災発生時の安全のため、平成19年度から火災警報器の設置工事を実施しており、今年度も順次設置工事を行います。

工事の実施方法など詳しいことが決まりましたら、該当する皆さんにご連絡をいたしますので、ご協力よろしくお願いします。

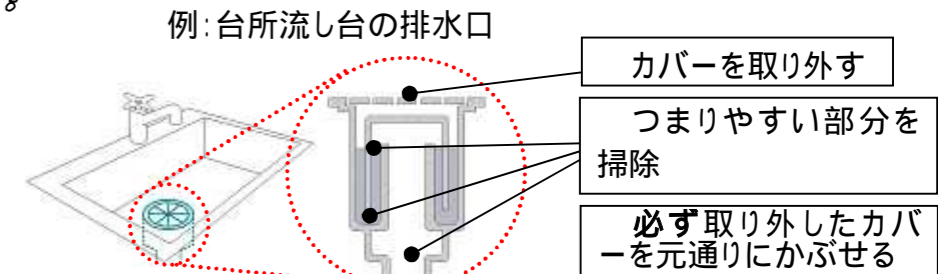
その4 【つまり】【漏水】排水口のトラブル対策~日々点検・清掃を!~

排水口のつまりによる漏水事故が増えています。漏水事故を発生させると、ご自身の住宅だけでなく、階下まで被害が及ぶことがあります。またその場合、床・天井の取替え、電気配線の調査、階下の被害の補償は、全て原因者の負担となり、費用負担も大きく、階下の入居者にも大変迷惑となります。

こんな症状はありますか?!

- 『流れが悪い』『においがする』
- そのまま放っておくと
大変なことになる可能性が...

日々のお手入れが
一番のトラブル防止対策



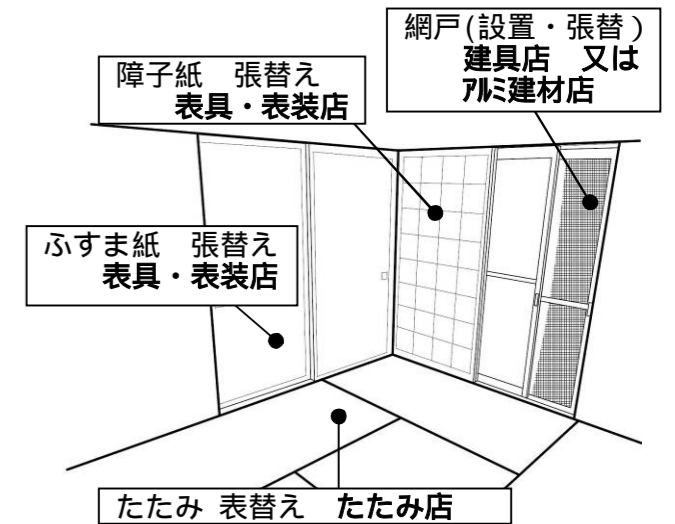
注意 図のように掃除できない排水口もあります

- 対策1** 排水口の入口をチェック
簡単に手の届く範囲をチェック。排水トラップがつまりの原因のことも。(図参照)
- 対策2** パイプの中の汚れ・つまりを取る
つまりを溶かす専用洗剤(薬局・スーパー等で購入可、数百円程度)を使用する。
- 対策3** それでもダメなら...
異物がつまっている可能性があります。大事に至る前に各サービスセンターへ連絡を!

その3 困ったときの 修繕業者の探し方教えます

入居者の皆さんに負担していただく修繕・修理に関しては、市では業者を斡旋しておりません。ご自身で修繕内容に該当する業者を電話帳等で調べ、ご自身で依頼してください。

こんな修繕なら...ココへ電話!



その他修繕について不明な場合は、各サービスセンターにご相談ください。